

高知県砂利採取計画認可等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下「法」という。)、及び砂利の採取計画等に関する規則(昭和43年通商産業省建設省令第1号。以下「規則」という。)に基づく砂利採取計画の認可等に関する取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の適正化及び砂利の採取に伴う災害の防止を図ることを目的とする。

(認可の申請等)

第2条 法第16条第1項の規定に基づき認可を受けようとする砂利採取業者は、別表に定める書類を採取場または洗浄場(以下「採取場等」という。)のある市町村を管轄する土木事務所を経由して、知事または河川管理者(以下「知事等」という。)に提出しなければならない。

2 法第20条第1項の規定に基づき当該認可に係る採取計画を変更(次の各号に該当する軽微な変更を除く。)しようとする砂利採取業者は、別表に定める書類を採取場等のある市町村を管轄する土木事務所を経由して、知事等に提出しなければならない。

(1) 採取に用いる機械設備を同種のものに置き換える場合

(2) 採取期間の短縮または採取量の減少を行うが、その他の事項について全く変更しない場合

(3) 変更によって災害が発生するおそれがないと認められる場合

3 前項各号に該当する軽微な変更の場合は、別表に定める書類を知事等に届出なければならない。

(認可申請書等の提出部数)

第3条 申請に必要な書類の部数は正本1部、副本2部の計3部とする。ただし、採取場等の所在地が2以上の市町村にわたる場合の副本の部数は、当該市町村の数に1を加えるものとする。

2 前条第3項による届出に必要な書類の部数は正本1部、副本1部の計2部とする。

(認可に関する審査基準等)

第4条 砂利採取計画の認可に関する審査基準は、関係法令及びこの要綱に定めるもののほか、高知県作成の「申請に対する処分における審査基準及び標準処理期間」に定めるものとする。

2 砂利採取計画の認可に関する規定については、前項に定めるものに加え、陸砂利採取に関しては「高知県陸砂利採取計画認可要綱」、河川砂利採取に関しては「河川砂利管理採取実施要綱」に定めるものとする。

(認可等の通知)

第5条 知事等は、第2条第1項及び第2項の規定による申請があったときに

は、前条の規定に基づきその内容を審査し、認可の可否を決定し申請者に通知するものとする。

2 知事等は、前項の規定に基づき決定したときは、土木事務所にもその旨を通知するものとする。

(市町村長等に対する通報)

第6条 第2条第1項及び第2項の規定による申請があった場合には、採取場等のある市町村を管轄する土木事務所がその旨を関係市町村長に通報しなければならない。

2 知事等は、前条第1項の認可の可否を決定した場合には、その旨を関係市町村長、高知県公安委員会または高知海上保安部に通報しなければならない。

(廃止の届出及び確認)

第7条 法第24条の規定に基づき認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したときは、別表に定める書類を知事等に届け出なければならない。

2 知事等は、前項の届出があったときは、必要に応じて砂利採取場の状況を確認するものとする。

(災害の報告等)

第8条 認可を受けた砂利採取業者は、砂利の採取に伴う災害が発生したときは直ちに電話により知事等に報告するとともに、発生した日から2週間以内に別表に定める災害等発生状況報告書を知事等に提出しなければならない。また、災害発生のおそれがあるときも直ちにその旨を知事等に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。